

ご請求を行うために必要な相続関係書類について

お亡くなりになられた方の請求書が届きましたら、以下の書類をレターパックに同封し請求書とともにご返送ください。

【ご用意いただく書類】

過去にお亡くなりになられた方の賠償請求(相続関係書類提出)をしたことがありますか？



※1 「法定相続情報証明制度」に基づき交付された「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出される場合には不要です。

※2 過去弊社にご提出された方につきましては、新たにご提出いただく必要はございません。

【ご注意】

- ・ご用意いただく書類につきましてはご提出日を含む交付日が3ヶ月以内のものをご提出ください。
- ・遺産分割協議書による相続のお手続きをご希望の際は、弊社にて同協議書の詳細を確認させていただきます。
- ・相続のお手続き内容につきましては、確認にお時間を要しますので何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。